

宮城県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果等について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成22年11月16日

宮城県監査委員 内 海 太
宮城県監査委員 佐々木 敏 克
宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門
宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

1 監査委員の報告日

平成22年8月24日

2 通知のあった日

宮城県知事 平成22年10月8日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 仙南保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金償還金及び未熟児養育費において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

生活保護扶助費返還金

・H21年度収入未済額

現年度分 5,264,350円

過年度分 6,100,331円

合 計 11,364,681円

・H20年度収入未済額

現年度分 1,113,881円

過年度分 5,499,642円

合 計 6,613,523円

母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・H21年度収入未済額

現年度分 4,384,670円

過年度分 12,331,301円

合 計 16,715,971円

・H20年度収入未済額

現年度分 4,620,221円

過年度分 9,880,681円

合 計 14,500,902円

未熟児養育費

・H21年度収入未済額

現年度分	108,236円
過年度分	69,070円
合計	177,306円

・H20年度収入未済額

現年度分	38,600円
過年度分	52,870円
合計	91,470円

□ 措置の内容

生活保護扶助費返還金について

生活保護受給中の世帯については、地区担当員と債権管理担当者が、また、現在保護受給していない世帯については、債権管理担当者が、電話で納入指導や督促の訪問を行い納入促進を行っている。

収入未済発生防止策として、新規開始時に収入があった際の届出義務について説明し、意識付けを行うことにより収入申告の遅延による返還金の発生の防止を図ると共に、家庭訪問等による調査を行い保護受給世帯の収入の把握を図ることにより、返還金が発生しないよう努めている。

さらに、履行延期特約決定の際に面接し計画とおりに返済するよう指導しているほか、滞納発生初期において指導を行うことにより滞納の常態化の防止に努めている。

H21年度収入未済額は、H22年8月末現在

現年度分	5,133,350円
過年度分	5,943,331円
合計	11,076,681円

(H21年度末より288,000円減少)

母子寡婦福祉資金貸付金償還金未済額の収納促進について

債務者の償還状況や経済状況をもとに個々の状況に応じた償還指導方法の検討を行い、催告書の発送、電話による督促、自宅及び勤務先等の訪問を積極的に行うとともに生活状況に応じた分割納入の指導等を行った。

この結果、835,820円を回収して、平成22年8月末現在の未収額は15,880,151円となった。

また、未収金の発生防止策として、償還期間到来前に借受人に来所を促し、面接により改めて償還について説明し意識付けを行うことにより新規滞納の防止に努めるとともに、滞納発生初期において、重点的な償還指導を実施するなど滞納の常態化の防止に努めている。

H21年度収入未済額(平成22年8月末現在)

現年度分	4,324,720円
過年度分	11,555,431円
合計	15,880,151円

(H21年度末より835,820円減少)

未熟児療育費未収額の収納促進について

債務者の住民税等課税状況を調査し、催告書の発送、電話による督促、自宅訪問を積極的に行い償還指導に努めた。

自宅訪問については滞納者と面談の上，早期納付を依頼し意識付けすることができた。なお，面談が実現できない者については今後も訪問等を繰返し実施するとともに勤務先訪問も実施する。

また，未収金の発生防止策としては，申請受付時にパンフレットをもとに制度の趣旨や自己負担金が発生することについて，これまで以上に強調し繰返し説明するとともに，滞納が発生した場合には自宅のほか勤務先を訪問する等の強い措置もあり得る旨を説明している。

H 2 1 年度収入未済額（平成 2 2 年 8 月末現在）

現年度分	1 0 8 , 2 3 6 円
過年度分	6 9 , 0 7 0 円
合 計	1 7 7 , 3 0 6 円

（ 2 ）松島高等学校

イ 監査委員の報告の内容

授業料の過誤納金において，還付が遅延し還付加算金が生じたものが認められたので，今後再発しないように対策を講じられたい。

（内容）

二重に納付された授業料の還付手続きが遅延したものの。

- ・ 過誤納金 平成 2 0 年度第 4 期分授業料
- ・ 還付額 2 9 , 7 0 0 円
- ・ 支払日 平成 2 2 年 5 月 1 0 日
- ・ 還付加算金 1 , 4 0 0 円

ロ 措置の内容

指摘された事項の再発防止のため，事務執行に当たっては財務規則等関係例規を遵守し，令達書の内容確認，歳入整理表の精査にあたり，特に未執行科目については，複数の者の目によるチェックを強化した。

（ 3 ）富谷高等学校

イ 監査委員の報告の内容

教育財産の使用許可に係る使用料等において，6 ヶ月以上の調定遅延が認められたので，今後再発しないように対策を講じられたい。

（内容）

平成 2 1 年 4 月 1 6 日から平成 2 1 年 5 月 2 8 日までの期間に，学校を外部模擬試験等会場として使用を許可したが，施設使用料及び光熱水費を 1 2 月にまとめて調定したものの。

- ・ 件数 8 件
- ・ 調定金額 1 3 , 8 7 1 円
- ・ 調定日 平成 2 1 年 1 2 月 2 1 日

ロ 措置の内容

財務規則等の関係諸規定を遵守し処理することを徹底するとともに，外部模擬試験の年間開催スケジュールから処理確認表を作成の上，複数の職員が確認するチェック体制を強化し，事務処理の遅延がないよう対応していくこととした。